

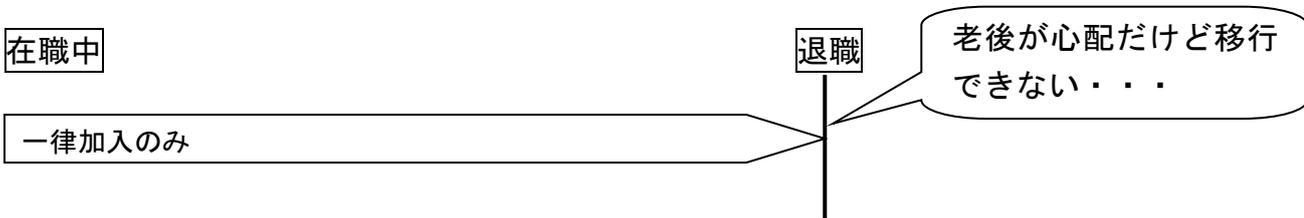
福島高教組「団体生命共済」 ～任意加入 10 口を検討しませんか？～

◆現在の福島高教組の一律加入は 10 口となっています（基本・災害・災害入院）。

加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障がい	不慮の事故による			病気による
			死亡	後遺障がい	入院（日額）	
10口	510円	100万円	200万円	200～4万円	1,000円	

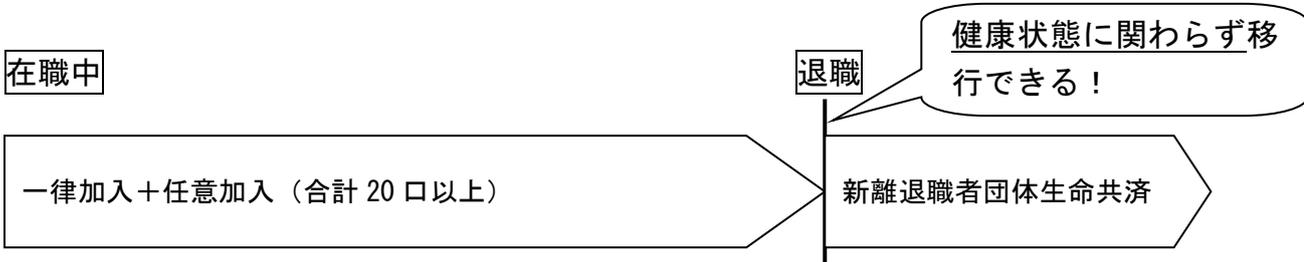
※2019年4月時点

◆一律加入のみ加入の場合は退職時に他の共済に移行することができず、契約終了となります。



◆団体生命共済の任意加入を 20 口以上（一律加入分含む）していると退職時に「新離退職者団体生命共済」に移行することができます※（最高満 80 歳まで継続できます）。

※満 55 以上～満 66 歳未満の組合員本人およびその配偶者に限る



◆「セット共済」は「団体生命共済」「火災・自然災害共済」「交通災害共済」で構成されますが、退職後の「新セット移行共済」は「新離退職者団体生命共済」「火災・自然災害共済」「交通災害共済」で構成されます。

<イメージ>

在職中			移行	退職後		
セット共済	火災共済・自然災害共済			新セット移行共済	火災共済・自然災害共済	
	交通災害共済		交通災害共済			
	団体生命共済	任意加入	新離退職者団体生命共済			
	一律加入					

「火災・自然災害共済」「交通災害共済」は在職中と同じ掛金・保障内容で移行できますが、「団体生命共済」と「新離退職者団体生命共済」は掛金・保障内容が異なります。

◆「新離退職者団体生命共済」の加入例

※2019年4月時点の掛金

在職中

＜加入例＞・・・任意加入10口の場合

加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障がい	不慮の事故による			病気による 入院(日額)
			死亡	後遺障がい		
10口+10口 (計20口)	1,290円	200万円	400万円	400～8万円	2,000円	1,000円

退職後<パターンA>

＜加入例＞・・・K1型加入の場合(満70歳まで)

加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障がい	不慮の事故による			病気による 入院(日額)
			死亡	後遺障がい		
K1型	2,380円	200万円	200万円	-	-	-

↓

＜加入例＞・・・K1型加入の場合(満71～80歳まで)

加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障がい	不慮の事故による			病気による 入院(日額)
			死亡	後遺障がい		
K1型	3,570円	100万円	100万円	-	-	-

退職後<パターンB>

＜加入例＞・・・S1型加入の場合(満70歳まで)

加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障がい	不慮の事故による			病気による 入院(日額)
			死亡	後遺障がい		
S1型	2,460円	200万円	200万円	-	2,000円	-

↓

＜加入例＞・・・S1型加入の場合(満71～80歳まで)

加入口数	月掛金	病気等による 死亡・重度障がい	不慮の事故による			病気による 入院(日額)
			死亡	後遺障がい		
S1型	3,650円	100万円	100万円	-	2,000円	-

仮にS1型に満60歳で加入したとして累計払込掛金を試算してみましょう。

月掛金 2,460円×12ヵ月×10年=295,200円(満70歳まで)

月掛金 3,650円×12ヵ月×10年=438,000円(満80歳まで)

合計 733,200円となります。

新離退職者団体生命共済に加入できるのは新離退職者団体生命共済の発効日前に20口以上加入している満55歳以上満66歳未満の組合員本人およびその配偶者となります。

今回は組合員本人の任意10口加入の場合を例にしましたが、任意40口(合計50口)に加入していれば新離退職者団体生命共済では最大死亡500万円・災害入院日額5,000円・病気入院日額3,000円の型も選べるようになります。

まずは組合員本人の保障として「任意加入10口」を検討しませんか？